

3. メキシコの事例（庄司香）

(1) 政治分野への女性の参画状況

ラテンアメリカにおける女性参政権の確立は、最初のエクアドル（1929年）から20か国目のパラグアイ（1961年）まで30年以上を要し、15番目のメキシコ（1953年）は遅い方だった¹。しかし、法制化や義務化を伴わないものも含めたクォータ制度の試みの第一波においては、1991～2015年までに一度は導入したラテンアメリカ16か国のうちメキシコは3番目（1996年、30%クォータ推奨）と早く、2009～2017年までにパリテ（男女同数）を導入した8か国にも7番手（2014年）で入っている（Piatti-Crocker 2019）。



写真：女性参政権記念日に議場で記念撮影する女性上院議員たち
（出典：メキシコ上院議会から提供）

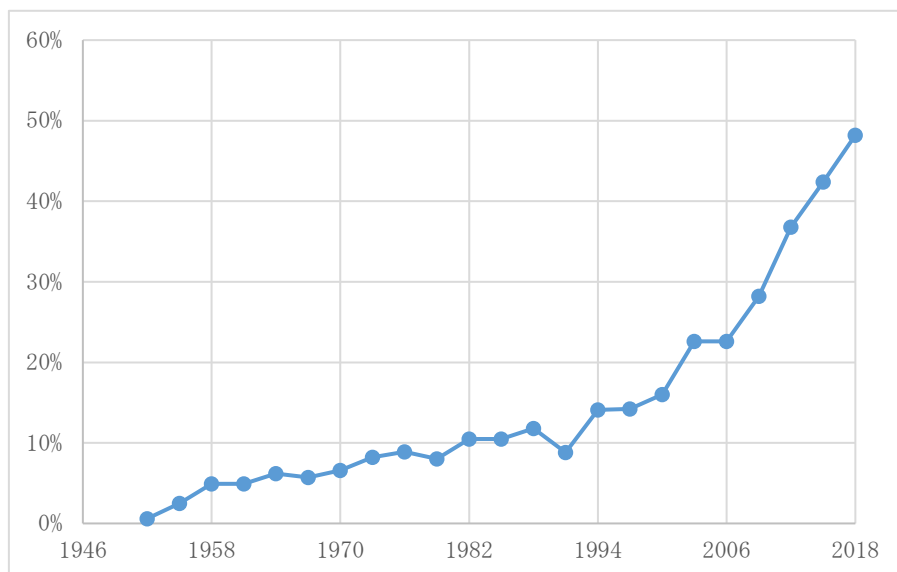
メキシコ連邦議会における女性議員は、近年大きく増加した（図 III-11）。下院における女性議員比率は1991年には8.8%と低く²、1996年の30%クォータ推奨（非義務）によってもあまり増えなかったが（1997年選挙で14.2%）、2002年の義務的30%クォータ導入で2003年選挙後に初めて2割を超えた（22.6%）。しかし、2008年の40%クォータ導入を受けた2009年選挙でも3割には達せず（28.2%）、2012年選挙でようやく3割を超えた（36.8%）。2014年に政党候補者のパリテが導入されると、2015年と2018年の2回の選挙を経て、連邦議会における女性議員比率は、下院で42.4%から48.2%（500議席中241）へと増加し、上院でも32.8%から49.2%（128議席中63）へ躍進した。2020年1月現在、女性国会議員比率においてメキシコは世界ランキング5位になっている³。

¹ Ana Alice Costa. "The Participation Paradox: Quotas Policy in Latin America", paper presented at 'Pathways: What are we Learning?' 2009. <https://opendocs.ids.ac.uk/opendocs/handle/20.500.12413/6230>（以下、本稿掲載のリンクは全て2020（令和2）年2月14日最終閲覧）

² Centro de Estudios para el Adelanto de las Mujeres y la Equidad de Género. *Número de Diputadas y Senadoras por Legislatura Desagregadas por Partido Político*. 2008. http://archivos.diputados.gob.mx/Centros_Estudio/ceameg/Inv_Finales_08/DP1/1_19.pdf, p.11.

³ 列国議会同盟（IPU）. Women in National Parliaments. <http://archive.ipu.org/wmn-e/classif.htm> なお、2018年選挙の時点で、メキシコの登録有権者（89,269,526人）のうち51.8%が女性であった。Matt Lawson. "Corruption and Security: The Issues at the Center of the 2018 Mexico Elections." *Democracy Speaks*. 09/05/2018. <https://www.democracyspeaks.org/blog/corruption-and-security-issues-center-2018-mexico-elections>

図表 III-1 メキシコ連邦議会における女性議員（下院）比率の推移



(出典) 1952～1994年のデータは Centro de Estudios para el Adelanto de las Mujeres y la Equidad de Género. Número de Diputadas y Senadoras por Legislature Desagregadas por Partido Político. 2008. http://archivos.diputados.gob.mx/Centros_Estudio/ceameg/Inv_Finales_08/DP1/1_19.pdf, p.11.、1997～2018年のデータは IPU. Women in National Parliaments. <http://archive.ipu.org/wmn-e/classif.htm> による。

メキシコではまだ女性大統領は誕生しておらず、歴代政権を通じて女性閣僚は長らく10%前後だったが（国本 2015）、2018年に成立したロペス＝オブラドール政権（国家再生運動）の閣僚は（各省長官のみ19人を数えるなら）42.1%（8人）が女性である⁴。この結果、女性閣僚比率において、メキシコはラテンアメリカ諸国（平均28.5%）のなかで、ニカラグア、コスタリカ、コロンビアに次いで4位につけている⁵。

一連の選挙制度改革と女性の政治進出の背景には、女性の教育水準の向上（2016年に25～54歳人口のうち高等教育を受けた割合は男性18.7%、女性16.9%）により女性の高学歴層が厚くなり、政治進出する女性のプールが大きくなったことがあると言われる。新自由主義の浸透による経済的格差の拡大と女性貧困層の苦境が深刻化している一方で、高学歴女性の社会進出は政治部門以外でも顕著であり、2015年には民間企業と公務員を含めた管理職において40%、官民・大学で研究開発に従事する研究職全体（博士課程レベルの大学院生含む）では47%を女性が占めた（国本 2015；国本 2019）。

2018年、メキシコで大統領に次いで重要な公職と言われるメキシコ市長に、女性として初めてクラウディア・シェインバウム（Claudia Sheinbaum Pardo）が公選された。環境学の

⁴ 閣僚の最新リストは以下を参照。CIA. Chiefs of State and Cabinet Members of Foreign Governments: Mexico. <https://www.cia.gov/library/publications/world-leaders-1/MX.html> . 内閣には19省長官のほかに、司法長官と連邦行政法務部トップも含まれる。後者については以下参照。Consejería Jurídica del Ejecutivo Federal. <https://www.gob.mx/cjef>

⁵ Gender Equality Observatory for Latin America and the Caribbean. “Executive power: percentage of women in ministerial cabinet positions.” <https://oig.cepal.org/en/indicators/executive-power-percentage-women-ministerial-cabinet-positions>

博士号を持ち、メキシコ市内の区長も経験しているシェインバウムは、高度専門職バックグラウンドをもつ実力派女性による政治進出の代表例である⁶。都市部と比べ地方では男性優位が強く残っているといわれ、1991年には女性州議会議員の全国平均は9.6%にすぎなかったが（国本2015）、2018年選挙後、全32州のうち12州で女性議員の占める割合が5割を超え、40%以上の州を含めれば24州にもなっている（国本2019）。

(2) 制度的背景

① 政治制度

メキシコは、行政府・立法府・司法府から成る三権分立の下、立憲民主制の連邦共和国であり、大統領が国家元首である⁷。大統領は任期6年（再選不可）で、二院制をとる連邦議会の構成は上院128議席（任期6年）、下院500議席（任期3年）である。連邦レベルでの立法のために法案を提出できるのは、大統領、連邦下院議員、連邦上院議員、もしくは登録有権者の0.13%（国民イニシアティブ）であり、両院の過半数による可決を経て、大統領が署名すれば法律となる⁸。連邦レベルの司法府は、最高裁判所と連邦司法選挙裁判所（Tribunal Electoral del Poder Judicial de la Federación: TEPJF、以下「選挙裁判所」という。）のほか、連邦司法会議の監督を受ける下級裁判所から成る。最高裁判事（11人、任期15年）は大統領が提案する候補者名簿から上院が任命し、判事間の互選により最高裁長官（任期4年、連続再選不可）を選出する。

同国は独立性の高い32の州によって構成されている⁹。各州は独自の州憲法の下に、州知事、州議会、上級司法裁判所から成る三権分立を定めている。州より下位の行政区分として全国に2,448をこえるムニシピオ（自治体）がある。ムニシピオはその人口規模や面積において多様であり、各州が擁するムニシピオの数も5から570とばらつきが大きい¹⁰、いずれも自由自治体として独立性をもち、首長が議長として議会を率いる。

② 憲法と改正手続

メキシコ連邦憲法は、現行の憲法としては世界で9番目に古く、ラテンアメリカでは最古

⁶ Carrie Kahn. “Meet Mexico City’s First Elected Female Mayor.” NPR. 25/07/2018. <https://www.npr.org/2018/07/25/631465464/meet-mexico-citys-first-elected-woman-mayor> ただし、初の女性メキシコ市長はロサリオ・ロブレス（Rosario Robles）である。1999年に初の公選市長だったクアウテモク・カルデナス（Cuauhtémoc Cárdenas）が大統領選挙に出馬するために辞任した際、副市長だったロブレスが昇格した。Julia Preston. “Mexico City Journal; Tough, Cheerful Mayor Wins Hearts.” New York Times. 28/02/2000. <https://www.nytimes.com/2000/02/28/world/mexico-city-journal-tough-cheerful-mayor-wins-hearts.html>

⁷ 現代メキシコ政治の基礎については、Edmonds-Poli and Shirk（2016）が便利である。

⁸ 大統領は30日以内に拒否権を行使することができるが、両院の3分の2の賛成によりこれを覆すことができる（連邦憲法72条）。

⁹ 長らく連邦直轄区だったメキシコシティも現在は州とほぼ同等の地位を得ているためこれに含まれる。

¹⁰ World Population Review. Mexican States 2020. <http://worldpopulationreview.com/articles/mexican-states/>

となる 1917 年に制定されたものが、多くの改正を重ねて現在にいたっている¹¹。全文が 57,000 語を超える同憲法は世界中の憲法でも 5 番目の長さと言われ¹²、選挙と政党について定める第 41 条だけで 4,100 語余りの長さがある。これはつまり憲法条文が、通常は法令によって定められるような政策的原則の詳細にまで立ち入って定めていることを示している¹³。

連邦憲法の改正には、連邦議会の出席議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要であり、その後全国の過半数の州議会によって承認されなければならない（連邦憲法第 135 条）。これは、通常の立法より手続的に高いハードルであるが、実際にはメキシコの憲法改正は頻繁に行われており、選挙制度改革もたびたび憲法改正を伴う形で行われてきた。現行憲法が 1917 年に制定されてから 2016 年までに、憲法改正は 227 回公布されている。一つの公布令により複数の条文が改正されることが多いので、個々の変更は延べ 650 回以上にわたる。連邦憲法全 136 条のうち 114 条が一度は改正されており、現在までに長さも当初の約 2 倍になっている（León 2017）。

③ 選挙制度

ア. パリテの原則

2014 年の憲法改正により、各政党が擁立する候補者に対してパリテ（男女同数）が義務付けられる法的候補者パリテ制度が導入されている（それ以前に段階的に法的候補者クオータ制度が導入されていたが、これについては後述する）。この義務型パリテは、政党が自発的に自らに一定の女性候補者率を課す任意型と異なり、法的に全政党に一律に適用され、違反に対する罰則を伴う厳格な制度である。ただし、確保されるのはあくまで選挙で戦うという機会の平等であり、最終的な議席数におけるパリテが保証されるわけではない¹⁴。メキシコのパリテは当初、連邦議会議員と州議会議員の選挙候補者のみが対象であったが、後述するように 2019 年憲法改正により、適用範囲が公選職以外にも大幅に拡大された。

¹¹ 2019 年までの改正を含めた連邦憲法全文（スペイン語）は以下を参照。Justia México. Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos. <https://mexico.justia.com/federales/constitucion-politica-de-los-estados-unidos-mexicanos/> 2015 年までの改正を含めた全文の英訳は以下を参照。constituteproject.org. Mexico's Constitution of 1917 with Amendments through 2015. https://www.constituteproject.org/constitution/Mexico_2015.pdf?lang=en

¹² Alexis Cherem y Jessica Zarkin. “Todo cabe en la Constitución Mexicana, sabiéndolo acomodar.” *Animal Politico*. 01/04/2014. <https://www.animalpolitico.com/salir-de-dudas/todo-cabe-en-la-constitucion-mexicana-sabiendolo-acomodar/>

¹³ 隣国のアメリカ合衆国の憲法は、本文が約 4,400 語、起草者たちの署名や 27 の修正条項を足しても 7,600 語ほどである。ConstitutionFacts.com. “Fascinating Facts about the U.S. Constitution.” <https://www.constitutionfacts.com/us-constitution-amendments/fascinating-facts/> アメリカとメキシコの比較については以下を参照。Allan Wall. “Comparing and Contrasting the U.S. and Mexican Constitutions.” *Banderas News*. Feb 2008. <http://www.banderasnews.com/0802/edat-constitutionday.htm>

¹⁴ パリテは 50%クオータとも言い換えられるが、候補者クオータ制には、法的クオータ制と、政党による自発的クオータ制がある。いずれも指定集団に選挙で戦う機会を確保するものであり、議会における女性議員議席数の下限を定めることにより結果を保証する「議席割当制」と対比される。

イ. 連邦選挙

メキシコの大統領は任期6年（再選不可）で、全国一区の相対多数制（決選投票なし）による直接選挙によって選出される。連邦議会選挙については両院とも二制度の混合方式をとっており、いずれも全数改選の直接選挙で選ばれる。長らく両院とも連続再選が禁じられていたが、2014年から上院議員（任期6年）は2期、下院議員（任期3年）は4期まで連続就任が可能となり、2018年選挙から適用されている。

連邦議会選挙については、上院は128議席のうち96議席が、32州から各3議席ずつ選出される。州ごとの最大得票政党に2議席、次席の政党に1議席が割り当てられるため、各政党は州ごとに二人の候補者に優先順位をつけて擁立する。第二党になった場合は、名簿1位の候補者のみ当選する。パリテ制度の下、各政党は優先順位1位を16州で女性、残る16州で男性にしなければならない。残りの32議席については、全国一区の比例代表制度で選出される。各政党は比例名簿の順位を男女交互とし、選挙の度ごとに女性と男性を交互に名簿の1位にしなければならない。

下院については、全500議席のうち300議席は小選挙区制度で選出し、残る200議席は複数の州によって構成される全国5地域ごとに40議席を比例代表制度により選出する。ただし、どの政党も比例得票率を8%より上回る議席数を小選挙区・比例名簿の合計で確保することはできない。超過分については、小選挙区ではなく比例名簿において獲得した議席を返上することで可能な限り調整する。また、一つの政党が300議席を超えて占有することはできない。パリテ制度の下、小選挙区では各政党は男女150選挙区ずつ候補者を擁立しなければならない。これまで党の得票率が特に低かった勝ち目のない選挙区に限定して女性を擁立することは認められていない。比例名簿の順位については男女交互とし、各党は選挙の度ごとに女性と男性を交互に名簿の1位にしなければならない。

ウ. 州以下の選挙

州レベルでは、任期6年（再選不可）の州知事が全州一区の相対多数制（決選投票なし）による直接選挙で選出される¹⁵。州議会は一院制で、議員は3年の任期を連続4期まで務めることができる。全75議席のうち45議席は小選挙区から、30議席は比例制により選出される。比例議席を得るためには、当該政党は30以上の選挙区で候補者を立て、得票率3%以上でなければならない。連邦下院同様、各政党は合計で比例得票率を8%より上回る議席数を確保することはできない。州議会の選挙においても、連邦レベルでの方法に準じたパリテが適用される。

ムニシピオ（自治体）では、首長は相対多数制（決選投票なし）の直接選挙により選ばれ、3年の任期を連続して務めることはできない。首長は議長としてアユンタミエント（自治体

¹⁵ メキシコシティについては、市長・市議会ともに直接選挙の対象であり、市長は任期6年（再選不可）、市議会議員は任期3年（連続4選まで可）となっている。市議会の全66議席のうち、40議席は小選挙区、26議席は比例代表により選出される。

議会)を率い、このカビルド(会合)に参加する一～二人のシンディコ(監事)と地元共同体利益を代表する数人のレヒドール(理事)も直接選挙で選ばれる(ともに任期3年)¹⁶。ムニシピオのレベルでは、トップの首長に男性、二番手の監事に女性の候補者を擁立するといった、同一ムニシピオ内における垂直的な分担によるパリテ対応が政党によってなされがちであったが、2015～2017年に多くの訴訟が選挙裁判所に持ち込まれ、全ムニシピオ横断的に首長候補者の半数を女性にする、監事候補者の半数を女性にする、といった水平的なパリテの実施を命じる判決が出ている(Piscopo 2017; Piscopo 2019)。

エ. 正候補者と補充候補者

ラテンアメリカには、選挙に際して政党が正候補者と補充候補者をペアで立てる制度を採用している国が多く、メキシコもその一つである。正候補者が当選後に辞任したり職務を継続できなくなったりした場合、これに代わる補充候補者をあらかじめ決めておくことで、補欠選挙を実施する時間と手間が省ける。メキシコでは政党が、正候補者に男性、補充候補者に女性を擁立することで表面的にクオータを満たそうとしたり、正候補者として女性を擁立してクオータを満たしておきながら、選挙に勝ったら辞任させて男性の補充候補者を昇格させたりする「クオータ逃れ」にこの補充候補者制度を利用してきた。これに対し、クオータ免除を禁じた2011年選挙裁判所判決(SUP-JDC 12642/2011、詳細は後述)は、正・補充候補者ペアは同性でなければならないとした。その後、パリテに対して全社会的受容が進んだことを前提に、選挙裁判所は2018年判決(SUP-REC-7/2018)で、この同性義務は正候補者が女性の場合のみに適用されるとし、正候補者が男性の場合は補充候補者を女性とすることも可とした。これは、形式上の平等より、女性の平等な政治進出という実質的な目的を促進する立場に基づいている¹⁷。

オ. 候補者指名のブラックボックス

メキシコにおけるクオータやパリテが政党候補者選定のレベルで課される義務である以上、背景として政党がどのように候補者を指名しているかも女性の政治進出を考える上で重要である。メキシコでは、小選挙区の候補者指名に予備選挙を用いる政党も用いない政党もあり、用いる政党も全ての小選挙区に一律に用いるわけではない。政党の内部運営に関わることなので流動的な面があるが、2006年選挙を一例にとると、主要政党のうち、制度革命党(PRI)が予備選挙を用いなかったのに対し、民主革命党(PRD)は閉鎖型(参加を党員に限定)予備選挙を小選挙区の36%に使用し、国民行動党(PAN)は選挙区から選ばれた代議員が集まる州レベルの党大会で52%の小選挙区の候補者を指名した。残りの選挙区や

¹⁶ ¿QUÉ ES EL MUNICIPIO? (Movimiento Ciudadano por la Democracia).

<https://web.archive.org/web/20070114034006/http://www.laneta.apc.org/mcd/boletin/periodico.htm>

¹⁷ Alexandra Avena Koenigsberger y Reyes Rodríguez Mondragón. “El principio de paridad de género y la adopción de acciones afirmativas: ¿corregir o transformar?” *nexos*. 21/05/2018.

<https://eljuegodelacorte.nexos.com.mx/?p=8409>

比例名簿については、いずれの党も全国レベルの政党リーダーたちが指名を行った。PANの指名過程に参加できる活動党员になるためには、現役の党员の推薦が必要であり、党綱領の講習を受けてさらに忠実な党员として研修を積みねばならない。対照的に、PRDは参加障壁を最小化しようとしており、党员になってその場で予備選挙に参加できる。そのため、両党の指名過程への参加者の規模には、登録有権者1,000人につき、PANの3.3人に対し、PRDは97.5人と大きな差があった（Bruhn 2013）。

指名過程に透明性を与える点で評価される予備選挙だが、女性クオータやパリテとの関係で気になるのは、政党が一定の選挙区を女性に割り当てないといけないとき、その選挙区をどうやって決めるのかということであろう。今回の調査では、現職・元国会議員たちに繰り返しこの点を聞いたがはっきりしなかった。PANのみが、女性候補者に割り振る選挙区を予め定める（例えば、メキシコシティでは27選挙区のうち13区は女性枠、14区は男性枠に指定する）こととしていて、これは広く知られているようだった¹⁸。しかし、他党には明確な手順がなく、政党内力学に沿って有力者たちが調整すると思われる。候補者指名過程にはこうしたブラックボックスの部分が大きいので、パリテ実施はどうしても軋轢（あつれき）を生む。政党が特定の小選挙区を女性枠と指定した段階で、どうしてもそこから出馬したい男性候補者が離党したり、差別だと裁判所に訴えたり、あるいは妻、娘、愛人を自らの傀儡（かいらい）として擁立して選挙を戦ったりすることが頻発している¹⁹。

④ 政党制

メキシコでは、1917年革命憲法制定以降の覇権抗争と内戦状態の中で、護憲派勢力が1929年に諸勢力を統合して国民革命党を結成し、これが1938年にメキシコ革命党、さらに1946年に制度革命党（Partido Revolucionario Institucional: PRI）と名を変えながら71年間にわたって一党支配体制を維持した。しかし、1980年代には国内で民主化への要求が高まり、州以下のレベルでまずPRI支配が突き崩されていった。PRIを割って出たカルデナスが民主革命党（Partido de la Revolución Democrática: PRD）を率いて戦った1988年大統領選挙で、勝ったPRI候補のサリナスに選挙不正の疑いが強まると、一党支配の崩壊が加速した。

以後急速に多党化が進む中、PRIは1994年には連邦議会における絶対多数を、1997年には単純多数を失い、2000年には大統領の座を国民行動党（Partido Acción Nacional: PAN）のフォックスに明け渡した。2006年選挙でカルデロンがPAN政権を維持した後、PRIは2012年にペーニャ＝ニエトの勝利により政権を奪還するが議会では過半数をとれず、PRD（左派）、PRI（中道）、PAN（右派）が主要勢力を構成する三党体制が確立した。さらに、PRDを割って出たロペス＝オブラドールによって2011年に創設された国家再生運動（Movimiento de Regeneración Nacional: MORENA）が2014年に政党登録すると、直後の2015年選挙で連邦下院に35議席を獲得し、続く2018年の大統領・連邦議会選挙で大勝したた

¹⁸ Kenia Lopez（章末ヒアリングリスト③）、Martha Tagle（章末ヒアリングリスト②）

¹⁹ Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）

め、現在では PRD は左派主力の地位を MORENA に奪われ弱小政党に転落している²⁰。

2018 年選挙後の主要政党の女性議員比率は、上院で MORENA 47%、PAN 54%、PRI 50%、PRD 0%、下院で MORENA 52%、PAN 45%、PRI 44%、PRD 48%であり、義務的パリテの下では政党間であまり差がない²¹。ただし、義務化される前に任意型政党候補者クオータを導入した政党もあり、女性の政治参画推進に対する態度には政党間でばらつきがあった。ラテンアメリカでは任意型政党候補者クオータは、従来の支配層を基盤としない左派政党ないしは中道左派政党によって採用されることが多いが（菊池 2010）、メキシコの場合は、PRD が 1990 年にメキシコで最初に自発的政党候補者クオータ（25%）を導入し、1993 年には候補者と委員会の女性比率を 30%以上にすると定め、2008 年にはパリテを党憲章に書き込んだ²²。PRI も 1996 年に候補者リストの 70%以上を同性にしないと定め、2001 年には党規則で候補者指名におけるパリテを定めた。

任意型クオータを導入しなかった PAN も、政権をとった 2000～2012 年の間、2001 年に国家女性庁（後述）を設立、2004 年に「女性と暴力人身取引対策特別検察室」（Fiscalía Especial para los Delitos de Violencia Contra las Mujeres y Trata de Personas: FEVIMTRA）を設置し、2006 年にジェンダー平等法（後述）を制定するなど、女性の権利擁護に熱心に取り組んだ。2006 年には三人の女性大臣を登用しており、2012 年大統領選挙では女性候補者を擁立したが敗れている²³。

（3）選挙制度改革の道のり

ラテンアメリカ（カリブ海諸国含む）では、女性の政治進出を確保するためにまずクオータ制の導入が 1990 年代から進み²⁴、2019 年までに 18 か国が政党候補者の 20～40%を女性にするクオータ制度を一度は導入している。さらにそのうち 8 か国はパリテの制度化まで進んだが、どの国でもその道のりは平坦ではなかった（Piatti-Crocker 2019）。20 年越しに地道な改革を積み重ね、パリテ導入後も引き続き男女平等の実質化に取り組むメキシコの歩んできた道のりを以下で振り返る²⁵。

²⁰ 2018 年選挙後の連邦議会における既出政党の勢力図は、上院議席数が MORENA55、PAN23、PRI13、PRD8（その他に、社会結集党 8、労働党 7、市民運動 7 等）、下院議席数が MORENA189、PAN83、PRI45、PRD21（その他に、労働党 61、社会結集党 56、市民運動 27 等）である。政党による上院の議席数は以下を参照。<http://www.senado.gob.mx/64/senadoras> 下院の議席数は以下を参照。<https://www.unotv.com/noticias/portal/nacional/detalle/ine-reparte-lugares-de-senadores-y-diputados-de-representacion-proporcional-006250>

²¹ 女性議員比率は以下を参照。Yuriria Ávila. “Así estarán integradas las bancadas en el Congreso que, por primera vez, tendrá paridad de género.” *verificad*. 04/07/2018. <https://verificado.mx/por-primeravez-las-camaras-de-diputados-y-senadores-tendran-distribucion-paritaria-de-genero/>

²² Angélica De la Peña（章末ヒアリングリスト⑤）

²³ Martha Tagle（章末ヒアリングリスト②）、Kenia Lopez（章末ヒアリングリスト③）

²⁴ IDEA. *The Quota System in Latin America: General Overview*. <https://www.idea.int/sites/default/files/publications/chapters/women-in-parliament/mujeres-en-el-parlamento-mas-alla-de-los-numeros-2002-EN-case-study-latin-america.pdf>

²⁵ 本章における改革の道のりについては Piscopo（2017）に多くを負っているが、メキシコ現地での調査やその他の資料によって補完した。

① 民主化という好機

メキシコでは、PRI 一党支配の崩壊と多党化の流れの中で、PRI が選挙不正を行って抵抗したことが政党不信を高めたことで、選挙を管理する独立機関の設置の必要性が痛感されるようになり、1987年には選挙裁判所の前身となる機関が設置された²⁶。また、1990年には連邦選挙管理機構（Instituto Federal Electoral: IFE）が設置され、政党の候補者を承認・登録するだけでなく、政党の選挙キャンペーン活動・支出の監視を行って違反を罰し、連邦選挙規則の解釈を示す選挙令を発表したり、選挙の技術的側面（投票所スタッフの訓練、開票作業）を運営したりと、徐々にその権限を拡大していった。

他方で、政治的競争の激化により女性が候補者になることがより難しくなっていたこともあり、1991年以降は女性党員や女性議員が中心となって、女性議員を増やすための各政党内の成功実践例を共有するキャンペーンを展開した。政党内の意思決定権や人的・金銭的リソースはどこでも男性に支配されており、女性議員たちが党内の男性リーダーたちに働きかけても、「うちの党が賛成しても他の党が反対したらできない」と言われるので、各政党の女性議員たちは党派横断的に連帯することで改革の地ならしを進めた²⁷。

改革派には当初からパリテを目標とする考えが強かったが、当時はまだ大胆な改革に対しては風当たりが強かったためクオータ導入から取り組んだ。さらに、単独の立法の形でこれを目指すより、一党支配を突き崩して民主化・多党化を推進するために、取り組まれていた包括的な選挙改革のパッケージにクオータ制度を組み込む戦略を選んだ。1993年には、「選挙の組織及び手続きに関する連邦法」（Código Federal de Instituciones y Procedimientos Electorales: COFIPE）²⁸により、女性の政治参加を増やすことを各党に指示するところまでこぎつけたが、クオータ制度の導入は実現しなかった。

② 義務規定なきクオータ

ラテンアメリカにおけるクオータ制度の広まりの重要な契機となったのは、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議だと言われる（菊池 2010）。各国が全女性のために平等達成を目指す北京宣言と行動綱領が、全国連加盟国によって採択されたこともあり、メキシコでは1996年に重要な選挙法改正が行われた。まず、連邦最高裁と肩を並べる権威を選挙の領域において専制的にもつ選挙裁判所が設置された。後述するようにこの選挙裁判所の判決を通じて、メキシコにおける女性の政治参画が大きく進むこととなる。同年の選挙法改正は、政党に候補者の30%に女性を指名するよう推奨する「提言」が組み込まれた点でも画期的であったが、このクオータには義務規定がなかった。

IFEは政党にこの30%クオータを2000年選挙で実現するよう求めたが、どのように実現

²⁶ 1996年に選挙裁判所（後述）に改編された。

²⁷ Kenia Lopez（章末ヒアリングリスト③）

²⁸ Código Federal de Instituciones y Procedimientos Electorales. Justicia México.

<https://mexico.justia.com/federales/codigos/codigo-federal-de-instituciones-y-procedimientos-electorales/>

すべきかという具体的なガイドラインは示さなかった。その結果、政党は女性を比例名簿の下位に集中させたり、勝ち目のない選挙区に候補者として擁立したり、さらには正候補者より補充候補者として擁立するなど、クオータの目的を実質的に骨抜きにするありとあらゆる対応をとった。連邦議会の女性議員比率が1994、1997、2000年の選挙を通じて20%未満にとどまったことから、義務的でないクオータ制度には効果がないことは明らかであった。

③ 30%クオータの義務化

2000年選挙で当選した女性連邦議員たちは、義務的クオータ制度を選挙改革のパッケージに加えるために政党を越えて協力し、(そのほとんどが男性であった) 政党リーダーたちに働きかけた。この頃に連邦最高裁が州レベルのクオータを合憲と判断したことも、改革派を後押しした。そして、2002年選挙法改正でついに2003年連邦議会選挙から政党候補者の30%を女性とするクオータ制度が義務付けられることになった。具体的には、比例名簿では三人に一人を女性にすることを義務付け、クオータを満たすために補充候補者の女性を数えることを禁止した。

ただし、2002年法にはクオータ制度を無力化する致命的な抜け穴があった。同法では、小選挙区において直接投票を用いて指名していればクオータ義務を免除するという例外規定があったため、政党は急速に予備選挙を導入し(あるいは導入したふりをし)、実際に実践していなくてもクオータ適用除外を主張して男性候補者を過剰に立て続けた。クオータを守らせたいという意味がIFEにないわけではなかったが、まだ新しい機関だったため、政党内の候補者指名方法の調査に踏み込むことは容易ではなかった。結局、IFEは予備選挙の基準などを示さないまま政党側の主張を丸呑みして、クオータ義務免除を連発した。2003年選挙ではさらに、女性候補者をその政党にとって勝ち目のない選挙区や比例名簿の最下位に擁立する例が散見され、2003年、2006年選挙のあとも女性議員比率は25%未満にとどまった。

2006年にはいくつか重要な進展があった。新たに制定されたジェンダー平等法(Ley General para la Igualdad entre Mujeres y Hombres)の第36条第1項「ジェンダー視点を持って議会の仕事を推進する」や、第3項「選挙における男女均衡の参加」により、政治参画における平等が明記された²⁹。また、同年COFIPEの第78条に定められている「2%法」が可決された。これは、政党助成金の最低2%を、特に女性の政治的リーダーシップの研修、促

²⁹ 2006年ジェンダー平等法は、公私の領域にわたり男女の平等を保障し、女性のエンパワメントを促進することを目的とする。その骨格は、連邦政府に政策やアファーマティブ・アクションを通じて機会の平等を保障する義務を負わせることである。公的機関は労働市場におけるジェンダーに基づく隔離の防止に取り組み、その動機付けを行ったり、実践した団体に平等認定証を発行したりしなければならない。UNDP. *Gender Equality and Women's Empowerment in Public Administration: Mexico Case Study*. 2017. p.18. https://www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/democratic-governance/public_administration/gepa2.html 2018年までの改正を含む同法の全文は以下を参照。
Ley General para la Igualdad entre Mujeres y Hombres.
http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LGIMH_140618.pdf

進や開発を目指すプログラムに使用することを命じるもので、政党はワークショップの実施や女性部のための機器設備の購入など、広範にわたる女性のニーズのためにこの資金を充当することができることとされた³⁰。

④ 40%クオータと政治的駆け引き

2006年に当選した女性連邦議員たちは、クオータ法の強化を目指して取り組み続けた。この努力は、2008年選挙法改正において結実する。広範な選挙改革の一環としてパリテを盛り込もうとしてかなわなかったが、2009年選挙から女性候補者を40%とするクオータ制度の義務化に成功した。これは、比例名簿の五人ごとに少なくとも二人を女性とし、男性と女性を交互に掲載することを義務づけるものだった。党内の予備選挙実施によるクオータ免除を廃止することはできなかったが、クオータ適用除外のために求められる手続きに関する文言を「直接投票」から「民主的過程」に修正した。これは政党が実際に予備選挙を実施せざるを得なくするのが目的であった。そして、女性クオータを満たしていない政党の候補者名簿の登録をIFEが却下することとされた。

ところで、女性連邦議員たちが政党横断的に協力しあいながら法改正を求めて奔走する中、IFEはクオータ法の抜け穴を放置し沈黙を続けた。IFEは「民主的過程」が何を意味するか明確にする規則を打ち立てなかった。個々の職員たちは改革に好意的だったが、IFEとしては積極的に協力しなかった。これは、議会で選挙法改正が審議され続けた時期、選挙法改正が極めて政治的な争点だったため、IFEは選挙規則を遵守させることに専念することで自らの独立性を証明しつつ、過度の介入に政党が反発してIFEの権限を弱めたりしないよう慎重に行動する必要があったからである。議会による選挙改革が2000年代に一段落してこの争点の政治性が弱まると初めて、IFEと選挙裁判所は政党内の候補者指名手続についても介入し始めた。新しい機関ゆえの政治的脆弱性を直視しつつ、自らの存立基盤と政治的信頼性を強化しながら時機を待ったIFEの対応は、その重要な役割が今や多くの国で当然視されている選挙管理機関もまた、それぞれの国の政治的文脈の中でその地位を確立するまでの道のりがあったことを示す好例であろう。

⑤ 抜け道を塞ぐ歴史的判決

40%の義務的クオータが導入されたにもかかわらず、2009年選挙で女性議員は5%しか増えなかった。候補者の40%が女性になったのに当選した議員における女性比率が28%に過ぎなかったのは、政党が小選挙区の候補者配置において男性を有利に扱ったからであった。IFEがクオータ実施のあるべき形について沈黙する中、政党は勝ち目のない選挙区にばかり女性候補者を割り当てながら表面的にクオータの数だけは満たした。さらに、正候補者と補充候補者を同性ペアとすることを義務づけない限り、補充候補者が女性クオータの抜

³⁰ 国連開発計画『政党をより強くするための女性のエンパワメント 女性の政治参加促進のためのガイドブック』https://www.undp.org/content/dam/tokyo/docs/Publications/UNDP_Tok_GB5_20130904.pdf, 87頁

け道に使われることは明白だったが、法律も規則もこれを義務化していなかったため、政党は補充候補者を含めて 40%を女性にしておけばよかった。こうした中で、複数の政党から立候補していた 16 人の女性候補者が、当選した直後に辞任し補充候補者の男性に議席を譲るというスキャンダルが発生して、メディアも大々的に批判するところとなった（Piscopo 2016）。

この事件に怒った著名な政党リーダー、議員、フェミニスト活動家、コンサルタント、研究者、ジャーナリストなどの女性たちが結集し、パリティ実現に向けた活動を活発化させるためのネットワークを結成した。党派横断的な精神を明確に掲げるために、このネットワークは「多様な女性たち」（*Mujeres en Plural: MeP*）と名づけられた。*MeP* はクオータ法の抜け穴を封じ、定義が明確にされていなかった部分を確定していくことに注力した。2012 年選挙に向けて、*MeP* は「民主的過程」を理由とするクオータ免除は非民主的な候補者選定を意味すると批判し、より厳しい規則の設定を *IFE* に求めた。しかし、*IFE* は対応する代わりに選挙裁判所に訴えるよう助言した。

そこで、*MeP* は *PRD*、*PRI* その他少数党の主要リーダーたちが署名した訴状を選挙裁判所に提出した。通常は被害を受けた特定の個人や政党による訴えを扱う選挙裁判所にとって、女性を対象とする集団訴訟は初めてであった。*MeP* は、メキシコ憲法の第 1 条が女性差別撤廃条約（*Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women: CEDAW*）を含む国際人権条約などに憲法と同じ重みを与えているのだから、これらに含まれるジェンダー平等の原則は第一級の保護を要すると主張した。選挙裁判所の内部で何が起きていたかは後述するが、選挙裁判所は 2011 年 11 月 30 日、ジェンダー平等原則はクオータを例外なく尊重することを意味すると判断した歴史的判決（*SUP-JDC 12642/2011*）を下し、予備選挙によるクオータ免除と正候補者・補充候補者の異性間ペアリングを否定した。

この判決はそれまで慎重に振舞っていた *IFE* が必要としていたものであり、社会の半分を構成する女性から信用を失わないためにも、*IFE* は小選挙区と比例の両方で厳格に 40% クオータの順守を求める候補者登録のための新規則を發布した。主要政党は当初抵抗したが、クオータに足りない分に匹敵する選挙区で候補者擁立資格を取り消されるという前代未聞の危機に直面し、最後には 40%クオータを守った候補者名簿を提出した。*IFE* も選挙裁判所も比較的新しい機関であったため、当初は政党への介入が政党リーダーたちから権限削減などの報復を招くのではないかと恐れていたが、一連の展開を機に世論の支持も得ると、両機関はジェンダー平等の推進を明確に自らの使命とするようになった。選挙裁判所は、以後も *MeP* の訴えに応じて比例名簿における完全な男女交互制を認めるなど追加的判決を出した。

⑥ 小選挙区制度とパリティ

40%の義務的クオータの下で実施された 2012 年選挙においても、政党は女性候補者を勝

ち目のない選挙区に集中的に配置した。当選した女性議員たちは党派を超えて連携し、政党リーダーたちにさらなる改革を働きかけ続けた。ペーニャ=ニエト大統領（PRI、2012～2018年）は当初パリテにさほど熱心ではなかったが、MePのメンバーたちが女性の人権に関する国際条約などを手に「パリテを実現した大統領として名を残そう」と何度も足を運んで説得した結果、2013年10月にパリテ導入を呼びかける決意をした³¹。

2014年2月に憲法改正により、連邦議会議員と州議会議員の選挙に義務的パリテが導入された。メキシコは、コスタリカ、ボリビア、ベネズエラ、エクアドルに続き、ラテンアメリカにおいて憲法に政党候補者のパリテを組み込んだ五つ目の国になった³²。同時に、連邦議会、州議会、ムニシピオ（自治体）議会を選ぶ選挙において無所属候補の出馬と連続再選が可能になった³³。この憲法改正を具体的に解釈して運用の指針を示す規則を制定するにあたり、MePは連邦議会選挙における完全なパリテの実現（予備選例外規定の廃止を含む。）と、正候補者と補充候補者の同性ペアリング義務化を要求した。

IFEから改組された国家選挙管理機構（Instituto Nacional Electoral: INE）は、憲法改正の内容を実質化するため、2014年2月に新選挙規則を公布した。候補者選考規則は13のジェンダー平等に関するアクション事項を含み、政党に恣意や主観が生じない候補者選考手続きを明示するよう要求するもので、違反は選挙裁判所が罰するものとされた。この時、前述の政党助成金の使途指定（女性の能力開発などに使う）についても、3%へと増額された。比例名簿のジッパー方式（男女交互）と正・補充候補者の同性ペア義務化も盛り込まれたが、選挙裁判所がすでにルールを明確にしていたので混乱はなかった。焦点は、連邦下院の小選挙区における候補者配置についてであった。従来の選挙規則には一般的注意事項として、政党は前回選挙で最も低い得票率であった選挙区に限定して女性を擁立することはできないと記されていたが、政党は実際には女性をもっぱら勝ち目のない選挙区にばかり擁立してきた。そこで、PRI、PAN、PRDの女性議員たちは、この文言の積極的な解釈をINEに求め、全小選挙区をそれまでの選挙からわかる各政党の勢力に応じて、勝ち目のある区、接戦区、勝ち目のない区の3カテゴリーに分け、カテゴリーごとに候補者の50%を女性とするよう要求した。

INEはこのカテゴリーごとのパリテをフォーマルに義務化しなかったが、小選挙区における男女配置を詳しく監視していくと政党に警告した。前述の文言の上では、政党が一人でも女性候補者を勝ち目のない選挙区以外に擁立すれば選挙規則を順守したことになるが、INEは「限定」してはならないという文言は、より公正な男女候補者配置を志向するものであるとして、法の精神をINEによる「評価」を通じて実現することにした。つまり、INEは各政党の前回選挙における得票率を元に選挙区を「高得票率区」「中得票率区」「低得票率区」に

³¹ Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）、Angélica De la Peña（章末ヒアリングリスト⑤）

³² これは、メキシコで選挙制度改革のために行われた7回目の憲法改正とされる。José Miguel Cabrales Lucio. “Gender and constitutionalism in Mexico: from quotas to parity?” *Constitution Net*. 28/04/2014. <http://constitutionnet.org/news/gender-and-constitutionalism-mexico-quotas-parity>

³³ パリテが定められた結果、ムニシピオ（自治体）の女性首長は2018年に14%から27%に増えた（Dania Ravel、章末ヒアリングリスト⑦）。

分け、政党候補者の各カテゴリーにおける男女分布に関するデータをメディアに提供することにより、パリテの精神を順守しない政党を公にさらすことにした³⁴。

2015年選挙にむけてINEとMePは、国家女性庁とともに後述する女性の政治参画監視機構を結成し、政党ごとに選挙区の3カテゴリーにおける男女候補者の擁立状況を公表していった。否定的報道を避けたい政党は、自発的に3カテゴリー内でのパリテを徐々に順守し始めた。情報公開による制裁というインフォーマルな回路の活用により、フォーマルな制度改革がカバーできなかったパリテの細部が実現されていったのである。さらに、選挙規則が候補者指名手続きに関してこれまでにない厳しい監視、審査、公表を含むものとなったため、政党がインフォーマルな行為を通じて男性候補者を有利にできる余地が激減した。2015年には各党が引き続き勝ち目のある選挙区で男性候補者を優先したため、女性が獲得した議席は42.4%にとどまったが、2018年選挙では各政党がより男女平等な候補者擁立を行うようになり、女性議員比率は下院で48.2%まで上昇した³⁵。

⑦ 「すべてにパリテ」

2014年パリテの下で当選した多くの女性議員たちによる「すべてにパリテ」(Parite en Todo)の掛け声の下、2019年6月全公的部門にパリテを適用する憲法改正が行われた。例えば、政党に関する部分について変更された箇所(抜粋)には、以下のようにジェンダー平等が言及されている³⁶。

憲法第41条第1項(変更箇所抜粋)

政党は公益を担う主体である。政党の法的登録のための規範と要件、選挙過程への介入形態、権利、義務、特権については、法律で定める。候補者選定においては、ジェンダー平等の原則に従う。

政党は、自らが主張する政策、原則、アイディアに沿って、秘密投票による自由な直接普通選挙と、様々な公選職の候補者におけるジェンダー平等を保障する選挙法によって確立されるルールを通じて、民主的生活への人民の参加を促進し、ジェンダー平等の原則を促進し、政治的代表を担う機関の一体性に貢献し、政党が市民組織として公権力行使にアクセスできるようにすることを目指す。(筆者訳)

この憲法改正により、パリテの原則はメキシコの立法府だけでなく行政府、司法府においても、そして連邦や州だけでなく、ムニシピオ(自治体)のレベルでも義務化されることと

³⁴ 選挙区の3カテゴリーへの分類方法については、(4)④ア. 国家選挙管理機構(INE)の項参照。

³⁵ 列国議会同盟(IPU)。Women in parliament in 2018: The year in review.

<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2019-03/women-in-parliament-in-2018-year-in-review>

³⁶ 九つの条文が変更された憲法改正の内容については、以下を参照。DOF: 06/06/2019. DECRETO por el que se reforman los artículos 2, 4, 35, 41, 52, 53, 56, 94 y 115; de la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos, en materia de Paridad entre Géneros.

https://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5562178&fecha=06/06/2019

なった。政党（公選職候補者や委員会）と、先住民を擁するムニシピオにおける先住民代表にもパリテが適用され³⁷、例外はもはや大統領、州知事、連邦最高裁判所くらいとなった³⁸。例えば、現内閣に欠員が生じた時にはパリテ達成までは女性を登用しなければならず、次回組閣からはパリテが完全に適用される。政党候補者の比例名簿では、1位を女性にした次の選挙では1位を男性にしなければならないといった、選挙制度の具体的細部も明確化された。

パリテは公選職だけでなく裁判官や独立機関の幹部にも適用されることになるが、多くの組織では末端に女性職員がたくさんいるにもかかわらず幹部の大半を男性が占めているため、「すべてにパリテ」の波及効果は大きい³⁹。どの政党・政治勢力も、ありとあらゆるレベルで女性の人材確保と長期的育成に恒常的に取り組む必要が生じることが予想される。ただし、全面パリテの原則を実質化していくためには55の法律を改正する必要があり、さらにそれが順守されるよう執行過程を息長く見守らねばならない。先進的な改革を理念レベルでは大胆迅速に進めるも実質的な執行は滞りがちという、ラテンアメリカでよく指摘されるパターンを回避できるか注視されている。

(4) 政治分野への女性の参画促進のための取組

ここまでパリテ導入の道のりを見てきたが、以下ではパリテ導入を助けパリテと並行して今後もメキシコにおける女性の政治参画を支えていくであろう特徴的な取組を紹介する。

① 議会における取組：ジェンダー平等委員会

連邦議会においては、上院にジェンダー平等のための委員会（Comisión para la Igualdad de Género）、下院にジェンダー平等委員会（Comisión de Igualdad de Género）がそれぞれ置かれており、ジェンダーに起因する争点として暴力、健康、政治参加などの分野における改革に取り組んでいる。両委員会は、州以下のレベルの政府においてもジェンダー平等と機会均等のための政策を採択するよう呼び掛けている⁴⁰。いずれも構成員のほとんどは女性議員であるが、男性議員が入ることもある。

15人ほどで構成される上院のジェンダー平等のための委員会は、法的平等を念頭に常に規則を精査し、女性の社会的・法的地位の向上に努めるとして、そのために、改革法案を提出し、平等とジェンダーに関する分析や討議の機会を確保し、意見交換のために公私の機関に門戸を開き、継続的に平等について討議していくことを謳っている⁴¹。

³⁷ INMUJERES. Paridad en todo: 50% mujeres y 50% hombres en la toma de decisiones. 19/06/2019.

<https://www.gob.mx/inmujeres/articulos/paridad-en-todo-50-mujeres-y-50-hombres-en-la-toma-de-decisiones>

³⁸ 州知事に女性が初めてなった1979年以来女性州知事は九人生まれたが、2018年選挙で当選した一人が事故死し、2020年2月現在女性州知事二人のみ在職している。

³⁹ 例えば、INEの評議員11人のうち現在女性は四人のみであり、その上部の委員会は全員男性である。（Dania Ravel、章末ヒアリングリスト⑦）

⁴⁰ OECD. *Building an Inclusive Mexico: Policies and Good Governance for Gender Equality*. 2017. p.257. <https://www.oecd.org/social/building-an-inclusive-mexico-9789264265493-en.htm>

⁴¹ Comisión para la Igualdad de Género. Senado de la República (LXII - LXIII Legislaturas).

30人あまりの女性議員が参加する下院のジェンダー平等委員会は、女性の人権が守られ、女性が経済的に自立して、自由に意思決定し、暴力にさらされることなく生きることができるよう保障することを目標に、国際的な条約と国内法の整合性を高めたり、法律上の女性に対する差別的あるいは非対称な項目を廃止したり、実質的で効果的な男女平等の原則を打ち立てるための研究や提案を活用し、聞き取りを行ったり専門家から助言を求めたりするほか、カンファレンスやフォーラムを開催するなど、年次ごとの行動目標を立て報告書を公開している⁴²。同委員会はまた、予算編成過程においてジェンダー関連のためのイヤーマーケティング（一部予算の用途特定）にも取り組んでいる。

議会や公官庁で使用される言葉をジェンダーにより配慮したものにすることで、両性にとって働きやすい環境が生まれ、女性の参加が増えるとともにジェンダー・バランスのとれた労働力を生み出すと言われる。メキシコ連邦議会は正式にこうした言葉遣いに関する規則を定めてはいないが、両院のジェンダー平等委員会の働きにより、議長が本会議に呼び掛ける時は、下院議員と上院議員を示すスペイン語の男性形と女性形の両方（*diputadas y diputados, senadoras y senadores*）をそれぞれ使うよう配慮している。2016年には上院のジェンダー平等委員会が、ジェンダーに配慮した言葉遣いのマニュアルを作成した⁴³。

⑧ 議員による取組：非公式ネットワーク「多様な女性たち（MeP）」⁴⁴

多様な女性たち（*Mujeres en Plural: MeP*）は、パリテ実現を目標として、著名な政党リーダー、議員、フェミニスト活動家、コンサルタント、研究者、ジャーナリストなどの女性たちが結集して2009年に結成したインフォーマルなネットワークである。結成時の参加者は13人だったが、現在は150人以上が参加しており、官僚や弁護士なども加わっている⁴⁵。必ずしも議員が常にリードするわけではないが、重要な政策的変化をもたらすにあたり多くの女性議員たちのMePへの参加がカギとなったことから、議員が主体的に行う取組の一つとしてここに紹介する。

パリテを目指す女性議員たちは初め党内でも戦ったが、男性が政治決定権や人的・金銭的リソースを独占していたので、党を超えて女性同士連帯する以外になかった。MePには正式なリーダーはおらず、準備的な会合は常にメンバーの自宅など目立たない私的空間で行い、インパクトと政党横断的性格を重視して一定以上の人数が参加できる時のみ外部で活動した。IFEのスタッフや選挙裁判所の判事へ働きかける時はインフォーマルなやりとりを活用し、五～六人のメンバーが参加できる時のみMePとして動くことにより、パリテは個々

https://www.senado.gob.mx/comisiones/igualdad_genero/index.php

⁴² Comisión de Igualdad de Género. Cámara de Diputados. (LXIV Legislatura)

<http://www5.diputados.gob.mx/index.php/camara/Comision-de-Igualdad-de-Genero2/Informes>

⁴³ OECD. *Building an Inclusive Mexico: Policies and Good Governance for Gender Equality*. 2017. p.186.

<https://www.oecd.org/social/building-an-inclusive-mexico-9789264265493-en.htm>

⁴⁴ 主に、Martha Tagle（章末ヒアリングリスト②）、Kenia Lopez（章末ヒアリングリスト③）、Mónica Maccise（章末ヒアリングリスト⑥）、Cecilia Tapia（章末ヒアリングリスト⑧）による。

⁴⁵ 例えば、今回ヒアリングしたINEの選挙評議員ダニア・ラベルもMePに参加している。

の議員ではなく女性という集合体の争点であるとアピールした。

形のない緩やかなネットワークなので、初期の頃は IFE に働きかけるために本部に集まることが MeP に参加していることを意味していたが、現在はメンバーの紹介により新しく参加できるようになっており、チャットアプリなどを活用して常時連携している。例えば、パリテを実施していない州があれば、どう介入するかなどを全員が入ったチャットで話し合う。多様な女性がネットワークに参加しているので、何かあるとすぐにメンバーに共有され、色々な側面から協力が得られるし動員もかけられる。MeP 参加者の数がものをいうことも多い。各政党がクオータを守っているか常に監視し、守られていない場合は、選挙裁判所に問題を訴え続けてきた。2017 年には「50+1」(Cincuenta Más Uno) というネットワークが新たに立ち上がり、同じように議員、ジャーナリスト、法曹関係者、ビジネスウーマン、学者、活動家など実力と影響力をもつ女性たちが 150 人ほど参加している。MeP と似た機能を果たしており、参加者も部分的に重なっているが、参加者の年齢層が少し若い。

⑨ 政党による取組：政党助成金の使途指定

女性は昔からキャンペーンなど、メキシコの政党活動を常に裏から支えてきたにもかかわらず、クオータが制定された時に男性たちから「政治家になれる女性はどこにいる？」と言われるなど、存在を認められていなかった⁴⁶。男性党员たちは、「女性候補者を増やそうにも演説やロビイング、交渉の能力がない」と言って抵抗した。そこで推進派は、得票率などに応じて政府から政党に配分される政党助成金⁴⁷の一部を女性政治家育成のための研修費とすることを求めた⁴⁸。その結果、2006 年に政党助成金の 2% を女性のための研修に使うことが義務化され、2014 年には 3% に増額された⁴⁹。メキシコは国際的に比較すると政党助成の規模が大きく、例えば 2018 年の政党活動通常経費に対する助成金は総額約 43 億ペソ (297 億 1,300 万円) だったため、女性の研修にはおよそ 1 億 3,000 万ペソ (8 億 9,830 万円) が割り当てられたことになる⁵⁰。

どの党も当初は、女性の研修に充てられるべき助成金を文具購入など無関係なものに使ったため、各党の女性議員たちが結集し助成金の使途を監視するよう INE に申し立てた。その結果、INE の外郭機関として監査機構 (Unidad Tecnica de Fiscalizacion) が設立され、政党はこの使途指定分の助成金についてあらかじめ使用計画を提出して審査を受けなければならなくなった。使途指定分の助成金が女性の研修以外に使われたことが判明した場合は、

⁴⁶ Martha Tagle (章末ヒアリングリスト②)

⁴⁷ 政党助成金については以下を参照。INE. “Financing and Monitoring of Political Parties System.” *Political Parties Juridical and Financing and conditions of equity in the electoral contest*. <https://www.ine.mx/political-parties-juridical-and-financing-and-conditions-of-equity-in-the-electoral-contest/>

⁴⁸ Diva Gastelum (章末ヒアリングリスト④)

⁴⁹ 国連開発計画『政党をより強くするための女性のエンパワメント女性の政治参加促進のためのガイドブック』https://www.undp.org/content/dam/tokyo/docs/Publications/UNDP_Tok_GB5_20130904.pdf, 87 頁

⁵⁰ Sustainable Governance Indicators. “Party Financing”. 2019. https://www.sgi-network.org/2018/Democracy/Quality_of_Democracy/Electoral_Processes/Party_Financing

政党はその150%の金額を罰金として支払うこととされており、同じ違反を複数回繰り返す政党にはより重い罰則を検討できることになっている⁵¹。

女性を対象とした研修は州レベルでも実施され、候補者になりたい人や党员だけでなく、法曹関係者や若者も参加でき、政治家になるためのイロハと人権、環境、経済についても学ぶことができる。例えば、過去にはPRIが米国ジョージワシントン大学から講師を招いて研修を実施したり、ラテンアメリカ社会科学部（Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales: FLASCO）というユネスコによって提唱された国際機関でジェンダーの修士課程を提供したりもした。同修士課程には100人が登録し、うち四人が修了し、中には政界に入った女性もいる⁵²。

⑩ 公的機関による取組

ア. 国家選挙管理機構（INE）⁵³

国家選挙管理機構（Instituto Nacional Electoral: INE）の前身である連邦選挙管理機構（IFE）は、1989年の憲法第41条の改正と1990年成立の「選挙の組織及び手続きに関する連邦法」（COFIPE）によって設立された。当初は内務大臣が同組織の長を兼任した。従来の選挙管理機関が、選挙期間中に組織される内務省の下部組織に過ぎなかったのに対し、IFEは独立の法人格と予算を与えられた。選挙人名簿の作成、投票所スタッフの育成、関係書類の印刷、票集計など、選挙の実施に関わるほとんどの業務を担うこととされた。1996年の法改正で、同機構はINEに改組され、内務大臣が担当を外れて市民代表のみが投票権をもつ極めて独立性の高い組織となった⁵⁴。職員数は2019年10月時点で18,156人、うち女性は8,791人（48%）である。

⁵¹ INE. Protocolo para la implementación de buenas prácticas en el ejercicio de los recursos del gasto programado: capacitación, promoción y desarrollo del liderazgo político de las mujeres. Anexo único. (24/9/2018) <https://www.ine.mx/protocolo-la-implementacion-buenas-practicas-ejercicio-los-recursos-del-gasto-programado/>

⁵² Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）

⁵³ 主に、Dania Ravel（章末ヒアリングリスト⑦）に基づく。

⁵⁴ 総務省大臣官房企画課「メキシコの行政」2010. http://www.soumu.go.jp/main_content/000085175.pdf, 17頁



写真：INE庁舎内の巨大な掲示「平等：男性と女性のために常に存在しなければならないもの」と記されている（出典：筆者撮影）。

INEは、選挙に向けて各政党に候補者名簿を提出させ、連邦や州の議会選挙で、各政党が小選挙区に擁立する候補者が男女同数であるか、比例代表選挙区においては登録名簿が男女交互であるか、正候補者が女性である場合は補充候補者も女性であるかなどを審査する。小選挙区で女性候補者が半分に達していない政党には、不足人数分の選挙区に候補者を立てさせない措置をとる⁵⁵。

INEはまた、各党が女性候補者をどのような選挙区に擁立しているか調査し、個々の政党が「高得票率区」、「中得票率区」、「低得票率区」それぞれに男女の候補者を何人ずつ立てているか公表している。この3カテゴリーは、政党ごとに、今回候補者を立てる選挙区を前回選挙得票率の高い順に並べ、最初の3分の1の選挙区を「高得票率区」、次の3分の1の選挙区を「中得票率区」、最後の3分の1の選挙区を「低得票率区」とすることで作られている⁵⁶。そのため、勝ち目のある選挙区か、接戦が予想される選挙区か、勝ち目がない選挙区かという勝敗見通しと厳密には連動していないが、カテゴリー間の線引きにおいて恣意が

⁵⁵ その場合、当該政党が候補者を立てられない選挙区はくじ引きにより選ぶこととされている。

INE/CG508/2017. ACUERDO del Consejo General del Instituto Nacional Electoral por el que se indican los criterios aplicables para el registro de candidaturas a los distintos cargos de elección popular que presenten los partidos políticos y, en su caso, las coaliciones ante los Consejos del Instituto, para el Proceso Electoral Federal 2017-2018. Vigésimo Cuarto. P.71. <https://repositoriodocumental.ine.mx/xmlui/handle/123456789/94036>. ただし、政党はこれまでのところ男女の候補者を同数にしてきたので、まだ前例はない。Dania Ravel（章末ヒアリングリスト⑦）。

⁵⁶ INE/CG63/2016. ACUERDO del Consejo General del Instituto Nacional Electoral por el que, en ejercicio de la facultad de atracción, se emiten criterios generales a efecto de garantizar el cumplimiento al principio de paridad de género en la postulación de candidaturas para todos los cargos de elección popular a nivel local. 7. <https://repositoriodocumental.ine.mx/xmlui/handle/123456789/87504>

介在する余地がなく、透明性の高い単純で運用しやすい手法である。この3カテゴリー評価は、下院の小選挙区制だけでなく上院の相対多数制の部分に対しても行われ、個別政党だけでなく選挙において形成される連合の単位でも行われる⁵⁷。

さらに、INEは各党が政党助成金の3%を女性の能力開発に活用しているか監査を行い、不適切に使用された金額の150%を罰金として徴収する。先住民地区では女性に対して差別的な慣習法があるため女性の政治参画は容易ではないが、INEはそれらの地区で各政党に対して先住民女性の候補者を擁立するように指示したりもする。

当事者である女性議員たちが党の違いを越えて連携し、ジェンダー課題に当たっていくのが変革への一番の近道であるという考えから、INEは2018年選挙のあと、当選した女性議員のネットワーク形成のためのプラットフォームをインターネット上に作った。それを通じた継続的情報交換を促したが、地域によっては村にインターネットカフェが一つしかないなど通信環境が悪く、インターネットを基盤とするネットワーク形成は簡単にはいかなかった。

INEは様々な研修も行う。例えば、選挙前に必ず地方の公務員に対して選挙教育を行うが、その際にジェンダーだけではなく、障がい者、LGBT、先住民などについても扱う。2018年には選挙関連の仕事をしている人を対象に「政治分野における女性への暴力：ディプロマ・コース」という6か月120時間のオンライン・コース（無料）を、メキシコ自治大学に委託して実施した。100人の募集枠が3時間で満席になる人気だったが、実際にコースを修了したのは30人だった。2019年には、同コースに先住民、アフロ・メキシカン社会についてのセッションを加え、一般の人にも門戸を開いたところ、175人の定員に対して募集初日に300人の申し込みがあり、関心の高さを受けて定員拡大が検討されている。

イ. 国家女性庁 (INMUJERES)⁵⁸

国家女性庁 (Instituto Nacional de las Mujeres: INMUJERES) は、2001年の国家女性庁法 (Ley del Instituto Nacional de las Mujeres) を根拠に独立行政機関として設立され、2006年のジェンダー平等法によって制度化された。メキシコでは略称の「インムヘレス」でよく知られている。INMUJERESは、70年続いたPRI支配が崩れPANに政権が移ったことで、それまで内務省に属していた機関が独立機関に格上げされたものである。同庁は、連邦、州、ムニシピ

⁵⁷ 2018年選挙の上院議員候補者に対する分析：INE/CG298/2018. ACUERDO del Consejo General del Instituto Nacional Electoral por el que, en ejercicio de la facultad supletoria, se registran las candidaturas a Senadoras y Senadores al Congreso de la Unión por el principio de mayoría relativa, presentadas por los partidos políticos nacionales y coaliciones con registro vigente, así como las candidaturas a Senadoras y Senadores por el principio de representación proporcional, con el fin de participar en el Proceso Electoral Federal 2017-2018.

<https://repositoriodocumental.ine.mx/xmlui/handle/123456789/95611> 下院議員候補者に対する分析：

INE/CG299/2018. ACUERDO del Consejo General del Instituto Nacional Electoral por el que, en ejercicio de la facultad supletoria, se registran las candidaturas a Diputadas y Diputados al Congreso de la Unión por el principio de mayoría relativa, presentadas por los partidos políticos nacionales y coaliciones con registro vigente, así como las candidaturas a Diputadas y Diputados por el principio de representación proporcional, con el fin de participar en el Proceso Electoral Federal 2017-2018. <https://repositoriodocumental.ine.mx/xmlui/handle/123456789/95612>

⁵⁸ 主に、Mónica Maccise (章末ヒアリングリスト⑥) による。

オ（自治体）のレベルにおけるジェンダー平等の取組を調整するジェンダー中枢機関であり、大統領が任命する長官は閣僚扱いで、必要に応じて閣議にも出席する。長官は大統領に直接報告し、毎年活動報告書を作成して、年に1回大統領を委員会に招く。



写真：INMUJERES のマグカップ。「平等：それ以上でもそれ以下でもなく」と記されている（出典：筆者撮影）。

INMUJERES は全ての分野におけるジェンダー平等達成を目指して女性の権利を推進するために、政策が非暴力的で非差別的であるよう監視し、政策がジェンダー平等に則っているか精査する。同庁は、女性の政治分野への参画に関し、クオータやパリテの法制化に貢献した。また、政府が批准している CEDAW などの国際条約に国内政策が違反していないかなども監視する役目を負っている。毎年国内の各分野におけるジェンダー別統計レポートを発行し、各省庁に対してジェンダー平等に向けて何をすべきか示す6か年計画を策定している。

メキシコシティにある本部には228人の職員がいて、うち155人（68%）が女性であり、32州にも担当者をおいて各州での活動に対して資金を出している。本部で女性の政治参画を担当する職員（四人）は、政党がどのように候補者のパリテを実現できるかアドバイスする。また、暴力を受けたという訴えを女性から受け付け、裁判所に同行したり、訴えの内容によっては国立選挙機関や選挙裁判所につなげたりする。

同庁は近年、ジェンダー平等を重要な政治アジェンダにすることに成功してきた。しかし、独立機関であることは組織の活動や焦点に柔軟性と自律性をもたらす一方で、長官が主要閣僚の地位を持たないために意思決定における影響力が限定的になり、他省庁の政策決定にジェンダーの視点を反映させることを難しくしている⁵⁹。

⁵⁹ OECD. *Building an Inclusive Mexico: Policies and Good Governance for Gender Equality*. 2017. p44. <https://www.oecd.org/social/building-an-inclusive-mexico-9789264265493-en.htm>

ウ. 女性の政治参画監視機構⁶⁰

女性の政治参画監視機構（Observatorio de Participación Política de las Mujeres）は2014年に、INE、INMUJERES、選挙裁判所が女性の政治参画推進のために共同で設置したプラットフォームで、連邦や地方においてもパリテが守られているか監視している。同機構は組織というよりアライアンス（連合体）であり、連邦レベルでは年に4回会議を開催している。議長を3機関で持ち回りし、3機関以外にも政治家、研究者が参加している。常に連邦や州の女性候補者比率、議会の男女比などを監視している。特に連邦レベルで、政党が男女の候補者に使うキャンペーン費用や、メディアにおける政治家の男女別露出時間などを調査し、プレスリリースやインターネットで情報公開することで、世論を通じて政党に圧力をかけている。

連邦レベルではうまく機能しているが、州レベルでは地元リーダーが熱心でないと停滞しがちである。州レベルでの成功例としては、バハカリフォルニア州議会に空席ができた時に、20人中女性議員が四人しかいなかったのに州知事が男性を任命しようとしたので、女性の政治参画監視機構は同州がパリテを順守していないとプレスリリースを出したりマスメディアに訴えたりして州知事に圧力をかけたことがある。また、過去にはチアパス州で、比例代表で選ばれた候補者のうち67人が辞任し、そのうち64人が女性だったという情報が同機構に届けられたことがあった。これを受けて、INEは辞任した議員の席には同性の人がつかなければならないとし、比例名簿の次の順位の女性を繰り上げるよう指示した。これに対し、比例名簿の女性たちが全員辞任したので男性を繰り上げると言ってきた党があったが、INEは次席政党の比例名簿に掲載された女性にその席は譲られるとし、以後この方式が全地域に適用されることになった⁶¹。

エ. 政治分野におけるジェンダーに基づく女性への暴力に取り組む議定書

政治分野におけるジェンダーに基づく女性への暴力（以下「ジェンダー暴力」という）は世界的に大きな問題として認識されており、ラテンアメリカでは政治に進出しようとする女性たちやその家族が命を脅かされるなど非常に深刻な状況である⁶²。メキシコでは、2018年選挙でパリテの実現を目指すにあたり、女性候補者に対するハラスメントや暴力が予想されたため、2016年に連邦レベルで「政治分野におけるジェンダーに基づく女性への暴力に取り組む議定書」（Protocolo para la atención de la violencia política contra las mujeres en razón de género）が作成され、2017年にはさらに改正された⁶³。

⁶⁰ 主に、Mónica Maccise（章末ヒアリングリスト⑥）による。

⁶¹ Dania Ravel（章末ヒアリングリスト⑦）

⁶² Saskia Brechenmacher. “Fighting Violence Against Women in Politics: the Limits of Legal Reform.” *Global Observatory*. 05/10/2017. <https://theglobalobservatory.org/2017/10/fighting-violence-against-women-in-politics-the-limits-of-legal-reform/>

⁶³ 選挙裁判所のイニシアティブによって INE、選挙犯罪専門検察、内務省の人権局、女性に対する暴力と人身取引専門検察、INMUJERES、被害者ケア実行委員会、女性の暴力の防止・撲滅国家委員会等によって草案が作成された。2016年版は以下。iKNOW Politics. *Protocolo para la atención de la violencia*

同議定書は、ジェンダー暴力を定義した上で、司法府や様々な行政機関が果たすべき役割を特定し、被害が生じた場合の相談、訴追、保護プロセスを定めることで、司法・行政機関の職員がジェンダー暴力に対する共通認識を構築し、機関横断的に効果的に調整・連携して被害者を保護できるようにすることを目的としたガイドラインである。これは、ジェンダー暴力の存在をまず正面から認めることを重視し、その上でこれに含まれるものとして、圧力、糾弾、ハラスメント、抑圧、嫌がらせ、差別、脅迫、自由や生命の剥奪などを例示することで、既存の法律にさらに明瞭な罰則を追加するよう促すものである⁶⁴。具体的には、選挙に立候補した女性が言われる「子どもは誰が面倒をみるのか」、「〇〇の愛人なのではないか」といった男性候補者がまず受けることのない誹謗中傷なども含まれる⁶⁵。国家選挙管理機構、地方公的機関、政党や政治集団には、こうした犯罪を防止し摘発し罰するだけでなく、場合によっては一掃することが求められ、政党や連合、候補者は、ジェンダーに基づいた誹謗、差別、政治的暴力を含むプロパガンダを使用することを禁じられる。さらに、政党は両性を対等な立場で参加させ、両性に資源配分を平等に行い、候補者指名においても連邦と州以下の議会選挙でパリティを保証しなければならないとしている。

同議定書を満場一致で採択した上院の女性議員たちは、この歴史的な合意を前にジェンダー暴力の存在自体を疑う者に対し、2017年1月までに申し立てられた159件のジェンダー暴力（殺人を含む）の証拠と記録を突き付けた⁶⁶。ただし、2018年選挙では4,000人以上の女性候補者が出馬したにもかかわらず、ジェンダー暴力の報告は全国で38件しかなく、保護の対象となったのは3件のみであったことから、被害者の泣き寝入りを防ぐためにはこの議定書に沿った立法化と厳罰化が不可欠との指摘もある⁶⁷。

política contra las mujeres. https://www.iknowpolitics.org/sites/default/files/protocoloviolenca_140316.pdf
2017年版は以下。Gobierno de México. *Protocolo para la atención de la violencia política contra las mujeres en razón de género*. Edición 2017. <https://www.gob.mx/conavim/documentos/protocolo-para-la-atencion-de-la-violencia-contra-las-mujeres-en-razon-de-genero-2017>

⁶⁴すでに同様の取組がなされているヌエボレオン州では、具体的にジェンダー暴力に含まれるものとして、妊娠や産休に対する差別、女性候補者を勝ち目のない選挙区にのみ擁立すること、ラジオやテレビの放送時間を不平等に割り当てること、差別的なステレオタイプや女性の見た目にもとづく口頭の攻撃、女性のイメージを傷つけようとして女性の画像、メッセージ、情報を拡散すること等を例示している。また、特定の行為がジェンダーに基づくものであると判断するためには、その行為の相手が女性であるがゆえに行われていること、女性の政治的権利を否定するために行われていること、政治的権利や公職の枠組みの中でこうした行為が起きていること、その行為が象徴的、言語的、身体的、性的、もしくは精神的であることを要件としている。Observatorio de la Participación Política de las Mujeres en Nuevo León. “Elements for understanding political violence against women.” <http://www.observatoriomujeresnl.mx/violencia.php>

⁶⁵ Mónica Maccise (章末ヒアリングリスト⑥)

⁶⁶ SemMéxico. “Aprueba Senado tipificar y sancionar la violencia política por razones de género.” *Página3*. 10/03/2017. <https://pagina3.mx/2017/03/aprueba-senado-tipificar-y-sancionar-la-violencia-politica-por-razones-de-genero/>

⁶⁷ UN Women. “Across Latin America, women fight back against violence in politics.” 14/11/2018. <https://www.unwomen.org/en/news/stories/2018/11/feature-across-latin-america-women-fight-back-against-violence-in-politics>



写真：国際女性の日に『誰も傷つかない』と書かれた T シャツを着た女性上院議員とスタッフたち
(出典：メキシコ上院議会から提供)

⑨ 司法府における取組

ア. 選挙裁判所

選挙に関連した裁判の扱いにおいてラテンアメリカに典型的な点は、選挙にまつわる紛争や選挙結果といった管轄に特化した選挙裁判所を通常の裁判所とは別に設置するという方法である。専門化した選挙裁判所を置く利点は、知識豊富で経験豊かな裁判官が憲法や法律に基づいた司法判断を迅速に下せる一方で、政治的党派的利益への対応をめぐり最高裁判所や通常の司法制度が頻繁に批判にさらされることを回避できることにある⁶⁸。メキシコの選挙裁判所もまさにこの形態をとっており、その最初の前身である選挙紛争裁判所（Tribunal de lo Contencioso Electoral、1986～1989年）は司法府ではなく行政府に属していた。次にできた連邦選挙裁判所（Tribunal Federal Electoral）は、1990年憲法改正による一連の改革の一環として IFE と同時に設置された。これが1996年に連邦司法選挙裁判所（Tribunal Electoral del Poder Judicial de la Federación: TEPJF、選挙裁判所）に改組された⁶⁹。

メキシコの選挙裁判所は、選挙に関する法的問題における司法権上の最高権威であり、その判決を最高裁判所も覆すことができない。国政選挙、連邦選挙当局の裁決、選挙権・被選挙権・政治参加権の侵害などへの異議申立て審判、連邦選挙機関における労働争議に関する審判を行う。選挙裁判所は大統領選挙もその管轄とし、大接戦になった2006年大統領選挙で部分的再集計を求める訴えを認め、この結果をもとに PAN のカルデロン候補の当選を確定した。選挙裁判所は二つのレベルに置かれ、連邦レベルにある上級裁判所（判事七人、任期9年）を指して通常、選挙裁判所という。五つの連邦下院比例選挙区を単位とする広域レベルにもそれぞれ広域裁判所（判事各三人）が設置されているが、臨時的性格が強く、連邦選挙が実施される年にしか開廷しない。選挙裁判所の判事は、最高裁が指名し（候補者を尋

⁶⁸ The Electoral Knowledge Network, Ace Project. “Specialized Electoral Tribunal Model” in Legal Framework (3rd Edition, 2012). <http://aceproject.org/ace-en/topics/lf/lfb12/lfb12a/lfb12a03/default/>

⁶⁹ Tribunal Electoral del Poder Judicial de la Federación. ¿Quiénes somos y qué hacemos? <https://www.te.gob.mx/front/contents/index/1>

問する公聴会はテレビ中継される)、連邦上院の3分の2の賛成をもって任命される。

イ. 初の女性選挙裁判所長官の闘い⁷⁰

選挙裁判所の判事に女性は少なく、女性の政治参画推進にも当初は熱意を見せていなかったが、2007年にカルメン・アラニス⁷¹が選挙裁判所初の女性長官になったことを転機として、政治分野におけるジェンダー平等実現にむけて積極的な役割を果たすようになる。選挙裁判所にも男性優位の文化が根強く、半ば偶発的に長官に選出されたアラニスは必ずしも当初からジェンダー平等を強く主張したわけではなかったが、個人秘書が前述のMePのメンバーだったこともあり、自身は中立性を保ちつつも、ジェンダー平等の推進に司法の立場から熱心に取り組むようになる。アラニスが男性判事たちから激しい嫌がらせを受けた際には、MePのメンバーが励まし助言して精神的な支えとなった。アラニスの下で選挙裁判所は女性の政治参画に関する事案を積極的に取りあげるようになったが、裁判の様子がテレビ中継されるため、視聴者の人気を得たい男性判事が女性側の支持に転じることもあったといい、世論の果たした役割も大きかった。

政党にクォータ免除の例外を認めない画期的な2011年判決(SUP-JDC-12642/2011)はアラニスが男性判事たちによって長官の座から降ろされた数か月後に出されたが、実質的にアラニスが準備したものであり、これが2014年憲法改正によるパリテ実現への道を開いた⁷²。この判決が実現した背景には、アラニスが主導して2009年から2年間、判決草案を起草する秘書官たちなどを対象にジェンダー研修を行い、人材を育成したことがあった。彼らの多くが現在までに裁判官になっており、INMUJERESの事務局長も輩出している。

2009年に選挙裁判所がアラニスらの主導でジェンダー・フォーラムを開催すると、各省庁でジェンダー課を設置する動きが出たが、多くの場合人事課に付随する形で設置され影響力が弱かった。選挙裁判所でもジェンダー平等課が労働時間の短縮や父親の育児休暇取得に取り組んできたが、権限が弱いためその時々々の長官の考え方に取組も左右された。2015年の改革で、司法キャリア採用人事を含む選挙裁判所手続規則にもジェンダー平等が適用されることになった。同時に、最高裁判所、連邦司法機関、選挙裁判所のジェンダー平等を評価し三つの司法機関間の連携を促進するために、ジェンダー平等に関する連邦司法機関間委員会が設置された⁷³。女性裁判官の増加は、学校が休みの夏季に裁判所の仕事が集中す

⁷⁰ 主に、Carmen Alanís (章末ヒアリングリスト⑩)、Cecilia Tapia (章末ヒアリングリスト⑧)による。

⁷¹ アラニスは2006年から2016年まで上級選挙裁判所の裁判官(そのうち2007年から2011年まで長官)を務めた。2006年の就任時、女性はアラニス一人であった。それまでに、INE等での勤務経験があり、女性の政治参画やクォータの導入について政党や政策決定者たちに啓発活動を行うコンサルタントもしていた。退任後は研究職につき、MePの活動家として選挙制度改革のためのロビイングを行いながら、女性連邦議員たちのアドバイザーとしても活躍している。

⁷² アラニスが裁判長に就任した当時は、メキシコではアフーマティブ・アクション(差別是正措置)は違憲だとする考えが強かったが、CEDAW等の国際条約を根拠にクォータ制を肯定する議論を構成した(Carmen Alanís、章末ヒアリングリスト⑩)。

⁷³ OECD. *Building an Inclusive Mexico: Policies and Good Governance for Gender Equality*. 2017. p.186.
<https://www.oecd.org/social/building-an-inclusive-mexico-9789264265493-en.htm>

中、子どもの面倒を誰が見るのかという現実的問題を浮き彫りにし、裁判所の中に託児所が作られる契機となった。女性が参加することで、司法府の職場環境も変化しつつある。

(5) 改革をめぐる考察

① マチスモ社会でパリティ導入のパラドクス

前項までメキシコにおける女性の政治参画推進の道のりと主要なアクターたちを見てきたが、改革の背景にはこれら以外の重要な要素もあったことに簡単に触れておく。メキシコにはフェミニズム運動の長い歴史があり（松久 2002）、1990年代以降クオータやパリティを求める運動を率いた女性活動家たちに強い影響を与えてきたことは疑いない。また、1985年の首都大地震以降女性たちの自発的な社会運動が発達し、女性の政治参画推進にも市民団体は大きな役割を果たしてきたが、本調査ではこれらを扱うことができなかった。さらに、メキシコは1980年代の経済破綻や1994年の通貨危機を国際通貨基金（IMF）からの融資など国際的な支援により乗り切っているが、こうした国際機関からの支援はジェンダー平等推進の要求を伴うものであった。女性たちが改革を求めて粘り強く運動したことは確かであるが、必要に迫られた（多くは男性の）政治的リーダーたちが国連などの力も借りて積極的に女性の権利保障を推進した「官製フェミニズム」とも言える側面は、よく指摘される伝統的マチスモ（男性優位）文化と先進的クオータ（又はパリティ）制度の併存というラテンアメリカのパラドクスを理解するために必要な視点であろう。

② 改革への反応

女性の政治参画推進のための一連の改革に対してメキシコの世論や党内の男性はどう反応してきたか、今回のヒアリングから浮き彫りになった様子を次に紹介する。メキシコでは、推進派が1990年代から30年間にわたりクオータやパリティの重要性について訴えてきたため、この争点は世論に深く浸透しており、大抵の人は女性の政治参画が叫ばれていることは認識しているし、女性に対して差別的なことを言うと非難されることを知っているようである⁷⁴。しかし、女性候補者を立てることがその党への女性票増加につながると期待されているわけでもないようで、メキシコでは女性の方が男性よりも投票率が高いが、必ずしも女性有権者が女性候補者に投票するわけではなく、女性は自分を代表していると思えない女性には投票しないし、むしろカトリック教会（の立場を代弁する男性候補者）に親しみを感じる人も多いという指摘もあった⁷⁵。

それでも、どの党も、女性議員が党内に存在することは見栄えがいいと思っているので、女性議員が増えることについて表向きは喜んでいるようだ⁷⁶。しかしそれも、パリティに抵抗すると保守的であるというレッテルを世間から貼られるので、党内の男性も表向きには反

⁷⁴ Angélica De la Peña（章末ヒアリングリスト⑤）

⁷⁵ Mónica Maccise（章末ヒアリングリスト⑥）

⁷⁶ Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）

対しないが、女性は弱い、能力が低いという偏見も根強いというのが実態のようである⁷⁷。女性に対する差別は根強く、立候補すると「誰々の妻、娘、愛人」と言われるが、男性の場合、有力な政治家の息子であっても何も言われない⁷⁸。また、女性が議員を続けていると、「なぜそんなに長期間にわたって政治にしがみついているのか」、「早く新しい女性のために席を空ける」と言って男性議員が圧力をかけてくるが、長年政治家をやっている男性はいっぱいいるのに何も言われず、男女に対する扱いが違うという指摘もあった⁷⁹。

4回当選しているベテラン女性議員も、女性は男性以上に働かないと認められないと感じ続けている⁸⁰。クオータの義務化に関して当初は男性の抵抗が強く、女性議員が福祉などのいわゆる「女性の分野」とされる領域での活動に制限されるといった問題もあったようだ。現在も、意思決定をするグループはまだ男性で占められている。各党の重要な役職であるコーディネーターは、24時間対応を求められるため全て男性である。女性議員たちは家庭における責任もあるので、24時間対応は難しいと感じている。女性が常に政策の決定過程に参加することは、今でも容易ではないのである⁸¹。意思決定の中枢にどうやったら女性が入っていけるか、ということが今後の大きな課題であろう。また、パリテを立法の場に生かすためには、コーディネーターだけでなく、法案を通す委員会も男女同数にしなければならないという指摘もあった⁸²。

自分たちの権力が侵害されると考え、今まで様々な改革をことごとく妨害してきた男性たちには、本当の意味での意識改革が必要だと女性議員たちは言う⁸³。男性議員の多くはジェンダー平等についての意識が不足しているので、議会でも研修をしていかなければならないし、世間からも「なぜ女性にクオータやパリテが必要なのか」という質問を投げかけられることがあるので、教育の必要性も痛感されている⁸⁴。改革を担ってきた当事者たちへのヒアリングからわかるのは、米州一の女性政治参画大国となったメキシコでも、改革は今も決して小さくない抵抗を根気強く乗り越えながら進められてきたのだということである。

③ 今後の課題

女性の政治参画推進について法的原則のレベルでは「すべてにパリテ」という一つの頂点に達したとも言えるメキシコに残された課題は何なのか、ヒアリングから浮かび上がる問題を中心にまとめる⁸⁵。

⁷⁷ Diva Gastelum (章末ヒアリングリスト④)、Cecilia Tapia (章末ヒアリングリスト⑧)

⁷⁸ Angélica De la Peña (章末ヒアリングリスト⑤)

⁷⁹ Martha Tagle (章末ヒアリングリスト②)

⁸⁰ Kenia Lopez (章末ヒアリングリスト③)

⁸¹ Martha Tagle (章末ヒアリングリスト②)

⁸² Wendy Briceño (章末ヒアリングリスト①)

⁸³ Kenia Lopez (章末ヒアリングリスト③)、Wendy Briceño (章末ヒアリングリスト①)、Angélica De la Peña (章末ヒアリングリスト⑤)

⁸⁴ Wendy Briceño (章末ヒアリングリスト①)、Martha Tagle (章末ヒアリングリスト②)

⁸⁵ ヒアリングした Dania Ravel (INE) の以下の論考も参考にした。Dania Ravel. “Participación Política Equilibrada entre Mujeres y Hombres en México.” *El Sol de México*. 20/1/2020.
<https://www.elsoldemexico.com.mx/analisis/participacion-politica-equilibrada-entre-mujeres-y-hombres-en->

2014年にパリテが定められて以降、連邦レベルにおいては女性議員が多様化し、年齢の幅も広がり、党员として長く働いてきた女性もいれば、女性研究者なども参画するようになったが、政治への参入しにくさに女性は直面し続けているとの指摘があった⁸⁶。例えば、女性が政治家になるために妊娠が障害になるのはおかしいのに、議会には授乳室もないし、コーディネーター室には男性トイレしかないのが現状である⁸⁷。ある現職女性議員によれば、そもそも女性は家事や家族のケアを担っているため、男性の3倍は働いている。インフォーマル経済に従事している女性も多く、政治参画のハードルになっている。連邦議員の仕事は子どもが病気になっても休めないし、拘束時間が長いのも問題である。例えば2018年クリスマスの時期に予算案を作っていたが、朝の4時までかかった。クリスマスの準備をするのは女性の役割なので、このような職場環境を女性は避ける。他方で、こうした問題が起きて初めて、審議時間帯を制限するという関心も生まれた、ということである⁸⁸。メキシコでは、家庭のことは女性がするものという役割分担意識が強く残っており、女性議員たちの発言もそれを前提としている点が印象的である。色々な人が議員の仕事に就きやすくなるような環境整備は重要な課題であろう。



写真：2019年9月1日、賛成110票、反対1票で上院議員議長に選出された
モニカ・フェルナンデス・バルボア（出典：メキシコ上院議会から提供）

パリテの影響については、女性議員が増えたことによって、子どもや暴力が議題に挙がる
ことが多くなったし、育児休暇も性別にかかわらず同じ日数を取得できるべきだなど以前
とは違った議題が挙がるようになったといい、政策活動面における肯定的な影響が聞かれ
た⁸⁹。下院のジェンダー平等委員会委員長は、パリテによって今まで男性が決定してきた
ことに女性が参加するようになると政策が変わってくると考えており、MORENAから、活動
家、研究者、地方政治で活躍してきた女性たちが女性議員になっていて、政治家としての経
験が浅い女性が多いが、社会は庶民の生活が分からないような伝統的な職業政治家を求め

[mexico-4722526.html](#)

⁸⁶ Wendy Briceño（章末ヒアリングリスト①）

⁸⁷ Wendy Briceño（章末ヒアリングリスト①）、Martha Tagle（章末ヒアリングリスト②）

⁸⁸ Wendy Briceño（章末ヒアリングリスト①）

⁸⁹ Mónica Maccise（章末ヒアリングリスト⑥）

ているわけではないので問題はないし、今までの政治の汚いイメージから、政治を誠実に透明性が高いものにしていける人材こそが必要なのだと指摘した。議員は、国民にとって意義のある法律が作れる能力を備えていなければならないというのである⁹⁰。

実際、数が増えることで政治が変わっていくことも実感されている。クオータが義務化されたことによって女性が男性優位の政治の世界に入っていけるようになり、女性からの視点の必要性を訴えた結果、2019年6月には立法府だけでなく、行政府、司法府にもパリテが適用されることになったとの指摘もあった。自身が3年前に議会で同様な提案した時は承認されなかったが今年になって承認されたのは、2018年の選挙で女性議員が増えたからだというベテラン議員の発言は、少しずつ女性議員を増やしながら、一步一步取組を前に進めてきたメキシコの漸進的な改革のメカニズムをうまく捉えているのではないかと⁹¹。

同時に、大半のヒアリング対象者が、今までは女性の政治家の数を増やすことに注力してきたが、これからは質もみていかなければならないと指摘した。特に、女性枠に男性党員が自分の妻、娘、姪などを送り込むケースを懸念する声が多かった⁹²。こうした傾向は都市部より伝統的な地域に強く、ムニシピオ（自治体）における女性議員比率の低さや、先住民地区における女性の政治参画の少なさは、今後の取組が必要な重要領域と認識されている⁹³。地方でコミュニティ活動に従事している沢山の有能な女性をネットワークに入れて、政治参画への情報などを提供していくことも重要だが、同時に女性に対する暴力を防ぐための取組がより一層進められなければならない⁹⁴。

女性政治家の質を向上させるためには、勝ち目のある選挙区に女性候補者が配置されているかどうかというこれまでの視点に加えて、人口と経済活動の規模が大きい重要な大都市の公職候補者に女性を抜擢する必要があるという指摘もある⁹⁵。重要な役職を任せるとして実力ある女性政治家を育てていくという長期的な視点は、その政党の利益にもなる。仮に選挙に負けても、女性を大事なポストにつけるというメッセージは、その党にプラスに働く可能性がある。パリテはメキシコ政治の終着点ではなく、実質的なジェンダー平等への入口であることを感じさせる議論である。

⁹⁰ Wendy Briceño（章末ヒアリングリスト①）

⁹¹ Kenia Lopez（章末ヒアリングリスト③）

⁹² Cecilia Tapia（章末ヒアリングリスト⑧）、Angélica De la Peña（章末ヒアリングリスト⑤）、Martha Tagle（章末ヒアリングリスト②）、Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）、Kenia Lopez（章末ヒアリングリスト③）

⁹³ Wendy Briceño（章末ヒアリングリスト①）、Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）、Dania Ravel（章末ヒアリングリスト⑦）

⁹⁴ Cecilia Tapia（章末ヒアリングリスト⑧）、Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）

⁹⁵ Alexandra Avena Koenigsberger y Reyes Rodríguez Mondragón. “El principio de paridad de género y la adopción de acciones afirmativas: ¿corregir o transformar?” *nexos*. 21/05/2018. <https://eljuegodelacorte.nexos.com.mx/?p=8409>

(6) 日本への示唆

最後に、本調査から得られる日本への示唆を検討する。

① 法的義務型クォータやパリテ

メキシコにおける女性の政治参画推進のための取組の最大の特徴は法的に義務化されたパリテ制度を実現していることであり、メキシコのヒアリング対象者は皆、「クォータは法律で義務化しないと効果がない」と強調した。政党が、法律で義務化されたクォータからでさえ、あの手この手で抜け道を探し続けたことを考えれば当然であろう。メキシコほどの大きな改革を実現してきた国でも、クォータの適用に最も苦勞したのは小選挙区であった。一般論としてクォータは比例制への適用のほうが容易そうだが、日本の場合、小選挙区候補者が比例枠にも重複立候補して惜敗率で争うことが多いため、比例名簿へのクォータ導入は複雑さを抱えている。重複立候補が可能である限り、比例部分からの当選者は小選挙区の候補者構成の影響を大きく受けるので、日本では比例名簿だけでなく小選挙区へのクォータ適用がどのように可能か、正面から検討していくことも重要であろう。

② 政党助成金を使った取組

メキシコでは各政党が受け取る政党助成金の一部を女性の研修などに使途指定しているが、政党助成金（交付金）のために確保される予算の一部を女性政治参画推進の目的のためにイヤーマーケティング（使途特定）しておき、女性候補者比率に応じて各党に傾斜配分することも一案であろう。これは政党が自発的クォータを党規則などで取り入れる動機付けとなるかもしれない。ただし、資金が潤沢な大政党ほど金銭的な動機付けが機能しにくいという懸念がある。

③ 女性のネットワーキング

政党・職種横断的な女性ネットワークの構築は、制度変更なしに実現可能な取組である。本稿では、多様な女性たち（MeP）について「超党派」という表現をあえて避けた。それは、日本で超党派の取組という時、出発点において超党派の活動であることに合意することを意味し、それが往々にして全ての党が受け入れられるような最大公約数的な路線からはみ出せないという「縛り」として機能する印象を与えがちだからである。メキシコでは、男性が支配する政党内での働きかけに絶望した女性議員たちが、自党に期待できないからこそ個人として動き、そうやって集まった結果、MePのようなネットワークが形成された。もとより、誰も政党を代表してMePに参加しているわけではない。こうした自由な集まりだったからこそ、議員以外の様々な職種・領域の女性リーダーたちも合流できたし、アイディアも機動力も持続力もあったのだろう。MePのようなネットワークを作ることは、パリテ実現のような大きな目標を追求するためのツールだけでなく、政治の世界に飛び込む女性たちに安全空間とモラルサポートを提供することにもなる。MePも50+1も、現在活発にツ

イッターを活用して情報発信をしている⁹⁶。スペイン語だが、運動の雰囲気は参考になるだろう。

④ メディアの役割

最後に、メディアが果たせる役割についても触れておく。メキシコで女性の政治参画を推進するさまざまなアクターたちは、要所要所でメディアを活用してきた。ヒアリング対象者たちは、次の二つの事例に繰り返し言及した。女性の候補者が当選後に（男性たちからの圧力により）男性の補充候補者に議員の席を譲った時は、MeP に属する女性議員たちが議会の座席に「この席は女性の席だ」とプラカードを置いたりして抗議したのをマスメディアが大きく扱った⁹⁷。また、バハカリフォルニア州の議会で空席が生じた際、約20人の議会で女性が四人しかいないのに州知事が男性を任命した時には、女性の政治参画監視機構が同州のパリテ違反をマスメディアに訴えて強く批判した⁹⁸。ジェンダー平等への取組を、メディアが敏感に取り上げる意義は大きい。

こうしたスキャンダル報道のほか、クオータやパリテが選挙戦で争点になるたびメキシコでは新聞が各党に質問状を出してその方針を質し、政党もこれに誠実に答えてきた⁹⁹。新聞が選挙制度改革を真剣に受け止め重要な争点として扱ったことも、クオータやパリテの導入に大きな役割を果たしたのである。いずれの時も、メディアからMePに参加した女性たちがいたことでインフォーマルなネットワークの有効性が高まったことも改めて指摘しておく。

⁹⁶ ツイッターのサイトはそれぞれ、Mujeres en Plural <https://twitter.com/MujerEsPlural>、50+1 <https://twitter.com/50mas1Mx>

⁹⁷ Diva Gastelum（章末ヒアリングリスト④）、Angélica De la Peña（章末ヒアリングリスト⑤）、Piscopo（2016）

⁹⁸ Mónica Maccise（章末ヒアリングリスト⑥）

⁹⁹ 最も発行部数の多い日刊紙でも30万部未満であるメキシコの新聞は、人口比における購読者の規模が大きいとは言えないが、教育水準の高いエリート層に対して大きな影響力を持っている。Statista. “Average daily circulation of selected paid daily newspapers in Mexico as of May 2019.” <https://www.statista.com/statistics/1008368/newspapers-circulation-mexico/>

【参考文献】

- Bruhn, Kathleen. 2013. "Electing Extremists? Party Primaries and Legislative Candidates in Mexico." *Comparative Politics*, vol. 45, no. 4, 2013, pp. 398–417.
- Edmonds-Poli, Emily and David A. Shirk. 2016. *Contemporary Mexican Politics, Third Edition*. (Rowman & Littlefield, 2016)
- León, Mauro Arturo Rivera. 2017. "Understanding Constitutional Amendments in Mexico: Perpetuum mobile Constitution". *Mexican Law Review*. Volume 9, Issue 2, January–June 2017, Pages 3-27
- Paxton, Pamela and Melanie M. Hughs. 2017. *Women, Politics, and Power: A Global Perspective, Third Edition*. (Sage, 2017)
- Piatti-Crocker, Adriana. 2019. "The diffusion of gender parity in Latin America: from quota to party." *Journal of International Women's Studies*, Vol.20, No.6, June 2019.
- Piscopo, Jennifer M. 2016. "When informality advantages women: Quota networks, electoral rules and candidate selection in Mexico." *Government and Opposition*, Vol.51, No.3, pp.487-512, 2016.
- Piscopo, Jennifer M. 2017. "Ch.7 Leveraging Informality, Rewiring Formal Rules: The Implementation of Gender Parity in Mexico" from Georgina Waylen Ed. *Gender and Informal Institutions*. (Rowman & Littlefield, 2017)
- Siavelis, Peter M. and Scott Morgenstern. 2008. *Pathways to Power: Political Recruitment and Candidate Selection in Latin America*. (Pennsylvania State University Press, 2008)
- 菊池啓一『ラテンアメリカにおけるジェンダー・クオータと女性の政界進出』、ラテンアメリカレポート、27巻2号38–49頁（日本貿易振興機構アジア経済研究所、2010年12月20日）
- 国本伊代「第14章 メキシコ—男女平等社会の構築を目指す21世紀—」、国本伊代編『ラテンアメリカ 21世紀の社会と女性』（新評論、2015年）
- 国本伊代編著『現代メキシコを知るための70章【第2版】』（明石書店、2019年）
- 松久玲子編『メキシコの女たちの声 メキシコ・フェミニズム運動資料集』（行路社、2002年）

謝辞：メキシコでの現地調査に先立ち、同志社大学グローバル・スタディーズ研究科教授 松久玲子氏と早稲田大学名誉教授 畑恵子氏に貴重なご助言をいただきました。また、在日メキシコ大使館のメルバ・プリア大使はじめ大使館のみなさまには、メキシコ現地調査の準備や資料提供において格別のご支援をいただきました。ここに改めてお礼申し上げます。

参考資料 メキシコ ヒアリング調査概要

1. 日程・訪問地・調査者

日程	訪問地	調査者
2019年11月4日(月)から 11月6日(水)(3日間)	メキシコシティ	学習院大学法学部政治学科教授 庄司香 アイ・シー・ネット株式会社 シニアコンサル タント 百生詩緒子
2019年7月4日(木)、2019年 10月2日(水)、2019年10月 16日(水)	日本からビデオもし くは日本で対面によ るヒアリング	学習院大学法学部政治学科教授 庄司香 アイ・シー・ネット株式会社 シニアコンサル タント 百生詩緒子

2. ヒアリングリスト(敬称略)

	機関・団体	役職	面談者	面談日	主要ヒアリング項目
直接訪問によるヒアリング調査					
現職議員					
①	国家再生運動 (MORENA)	下院議員	Wendy Briceño	11月6日	<ul style="list-style-type: none"> 女性の政治参画・選出状況 議員になるまでの経緯 30%クオータからパリテ実現までの道のり(内容、背景・経緯、効果、取組の課題、導入までの阻害要因など) 女性の政治参画の課題とその要因 党の女性の政治参画促進のための方針・戦略等 女性議員を増やすための人材育成及び研修の取組
②	市民運動党(MC)	下院議員	Martha Tagle	11月4日	
③	国民行動党(PAN)	上院議員	Kenia López	11月4日	
元議員					
④	制度的革命党(PRI)	元上院議員	Diva Gastelum	11月5日	<ul style="list-style-type: none"> 女性の政治参画・選出状況 議員になるまでの経緯 30%クオータからパリテ実現までの道のり(内容、背景・経緯、効果、取組の課
⑤	民主革命党(PRD)	元上院議員	Angélica De la Peña	11月6日	

					<p>題、導入までの阻害要因など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の政治参画の課題とその要因 ・ 党の女性の政治参画促進のための方針・戦略等 ・ 女性議員を増やすための人材育成及び研修の取組
政府関係者					
⑥	国家女性庁 (INMUJERES)	事務局長	Mónica Maccise	11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙制度改革とパリテ実現までの経緯 ・ ジェンダー平等推進の実施体制 ・ 女性の政治参画促進のための取組 (内容、背景・経緯、効果、今後の取組)
⑦	国家選挙管理機構 (INE)	評議員	Dania Ravel	11月6日	
有識者					
⑧	コンサルタント	元選挙裁判所長官個人秘書	Cecilia Tapia	11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の政治参画促進のための取組 (内容、背景・経緯、効果、今後の取組) ・ パリテ実現に向けた党横断的なネットワークの取組
日本からビデオ及び日本での対面によるヒアリング					
有識者					
⑨	オキシデンタル・カレッジ	政治学准教授	Jennifer Piscopo	7月4日 (日本からビデオヒアリング ¹⁰⁰)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙制度改革とパリテ実現までの経緯 ・ 女性の政治参画・選出状況
⑩	コンサルタント	元選挙裁判所長官	Carmen Alanís	10月2日 (日本からビデオヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリテ実現に向けての選挙裁判所の取り組みの経緯

¹⁰⁰ 本ヒアリングには、三浦まり上智大学教授と申琪榮お茶の水女子大学が参加。

				¹⁰¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> クオータ及びパリティ実現に選挙裁判所が果たした役割
政府関係者					
①	在日メキシコ大使館	メキシコ大使	Melba Pría	10月16日 (日本でヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> 30%クオータからパリティ実現までの道のり(内容、背景・経緯、導入までの阻害要因など)

¹⁰¹⁾ 本ヒアリングには庄司香学習院大学教授、三浦まり上智大学教授、申琪榮お茶の水女子大学准教授と百生詩緒子が参加